

# みんなでささえる 国保会計



## ～「交通事故」や「けんか」などで人にけがを負わされたとき～

「交通事故」や「けんか」など第三者の行為によってけがをした場合は、原則として保険証が使えず、加害者に保険分の医療費を支払ってもらうことになります。しかし、双方の過失の状況などが事例ごとに異なることから、一時的に国保の保険証を使って治療を受けてもらい、事故の状況などを調べた後、場合によっては国保から加害者側(保険会社等)へかかった医療費を請求することがあります。そのため、事故の当事者は国保係での届出が必ず必要になります。ただし、双方の間で示談が成立してしまった場合は、かかった医療費の請求ができなくなる場合がありますので、必ず示談をする前に、すみやかに国保係へご連絡ください。

### 国保が原則使えない(加害者が医療費を負担する)第三者行為の例は以下のとおりです

- 交通事故(相手にけがを負わされたとき)
  - 傷害事件(けんか)に巻き込まれた
  - 他人の飼い犬にかまれた ← 飼い主が加害者になります
  - 飲食店で食中毒にあった など
- 第三者行為による届け出に必要なもの(交通事故の場合)
- 第三者行為による傷病届など各種届出書(国保係にあります)
  - 交通事故証明書(警察署へ連絡し必ず申請してください)
  - 被保険者証(保険証)、印鑑、個人番号(マイナンバー)と本人確認ができるもの

### 次の点にご注意ください

- 相手のいる交通事故の際は、**示談をする前**に国保係へすみやかに届出をしてください。
- すぐに届出ができない場合は、**役場国保係まで電話連絡をしてください。**

### 第三者行為に関する手続きについてのよくある質問(Q&A)

- Q：自損事故で同乗者がケガをした場合はどうなるの？
- A：わき見運転などによる自損事故で同乗者がケガをしたときは、運転者が加害者の「第三者行為」となります。同乗者が保険証を使って治療を受ける場合は、必ず第三者行為の届出をしてください。
- Q：自動車同士の事故でどちらもケガをしたときは？
- A：どちらにも過失が認められる場合には、双方が加害者であり被害者でもあることになり、お互いに第三者行為が成立します。よって、保険証を使って治療を受ける場合それぞれが第三者行為の届出をする必要があります。
- Q：第三者行為による傷病での治療費は税の医療費控除の対象になるの？
- A：交通事故など第三者行為によるケガや病気で通院したときに支払った治療費の自己負担分は、加害者の自賠責保険などから支払われますので、税の医療費控除の対象にはなりません。

この他にも不明な点などがありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

- お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)  
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(係直通)